

職業安定法施行規則第25条の3第1項第8号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの

(平成15年12月25日)
(厚生労働省告示第445号)

職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）第25条の3第1項第8号の規定に基づき、職業安定法施行規則第25条の3第1項第8号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成16年3月1日から適用する。

職業安定法施行規則第25条の3第1項第8号の厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりとする。

- 1 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定により設立された農業協同組合連合会
- 2 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の規定により設立された漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会
- 3 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定により設立された協同組合連合会
- 4 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定により設立された日本商工会議所
- 5 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定により設立された商工組合連合会
- 6 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定により設立された商工会連合会
- 7 森林組合法（昭和53年法律第36号）の規定により設立された森林組合連合会